

我が国産業と生活を支える冷媒の安定供給に資するフロン対策強化を求める決議

令和8年6月9日
フロン類対策推進議員連盟

フロン類を冷媒に使用する冷凍空調機器は、我が国の産業競争力や国民生活の豊かさを高める前提となる社会インフラであり、気候変動適応策でもある熱中症対策やコールドチェーンの確保といった観点からその重要性はますます高まっている。モントリオール議定書キガリ改正に基づき、フロンの生産・消費量の段階的な削減が求められるなか、フロンの多くを輸入に依存する我が国においては、冷媒の安定供給確保は、国家の経済安全保障上の重要課題でもある。また、我が国の代替フロン（HFC）の排出量は、2021年まで増加しており、2030年までの国の削減目標を達成するためには、大幅な排出削減が必要である。

当議員連盟は、フロンの排出抑制対策を強化し、回収済フロンを供給源として循環利用する「冷媒サーキュラーエコノミー」を構築するために、政府に対し、フロン排出抑制法の改正及び予算措置の拡充を含む下記事項を強く要請する。

一 低GWP冷媒への転換の促進について ※GWP：地球温暖化係数

冷凍空調機器の使用期間は長期に及ぶものであり、将来にわたる排出リスクと供給途絶リスクを根本的に低減するためには、使用する冷媒そのものをフロンからGWPが低く自給可能な冷媒へと転換していくことが対策の中核である。

このため、既に実用化されているが導入コストに課題のある自然冷媒を使用する冷凍冷蔵機器の導入を強力に支援すること。特に、地域の中小事業者も対応できるよう、先進事例などの知見やノウハウの共有に努めること。適切な低GWP冷媒の開発実用化の途上である空調分野についても、引き続き開発を進めること。

二 ヤード規制と連動した家庭用エアコン廃棄時のフロン放出の禁止について

家庭用エアコンの廃棄段階でのフロンの未回収が、我が国における最大の排出源の一つとなっており、また、金属スクラップヤードにおける不適正処理がフロン放出の温床になっていることを踏まえ、今国会に提出された廃棄物処理法改正法案に基づくヤード規制と緊密に連携し、不適正処理の根絶を図る必要がある。

このため、ヤード事業者等が行う家庭用エアコンの解体・破碎に伴うフロン排出をフロン排出抑制法上で禁止し、あわせて、制度の実効性を確保する観点から、関係法令に基づく指導監督の強化、関係者への周知徹底等を講ずること。

三 フロンの回収・集約・再生のサプライチェーンの強靱化について

冷媒サーキュラーエコノミーを確立するためには、回収能力を向上させるとともに、回収された小容量ボンベを集約し、大容量ボンベに移し換え、再生業者に円滑に引渡す、広域かつ効率的な中間集約の機能が極めて重要である。

このため、こうした中間集約の機能や充填回収業者に求められる能力をフロン排出抑制法上で明確化することで、回収から再生に至るサプライチェーンを安定化させる仕組みを構築するとともに、効率的な回収、中間集約や再生等に必要な回収機や冷媒分析装置等の機器導入や設備投資を後押しすること。

四 機器使用中のフロン漏洩対策の促進について

空調分野ではHFCに替わる適切な低GWP冷媒の開発実用化がまだ進んでおらず、低GWP冷媒の実用化が進んでいる冷蔵冷凍分野でも既設のフロン使用機器が入れ替わるには相当の期間がかかるため、フロン機器使用時の漏洩の抑制は引き続き重要な排出削減対策である。

このため、機器使用中の漏洩を早期に把握し、迅速な対処を可能とする観点から、常時監視システムや漏洩検知器などの導入を支援し、点検・修理の確実な実施を通じて、機器使用中のフロン漏洩を最大限抑制すること。

五 我が国企業の強みを活かしたフロン対策の国際展開について

今後、経済成長や冷房需要の増大に伴い、フロン排出量の大幅な増加が見込まれるアジア各国において、排出抑制対策を促進することは、地球規模での気候変動対策の観点から極めて重要である。

このため、我が国が蓄積してきたフロン排出抑制に係る制度や技術、ビジネスモデルを活用して、ASEAN諸国等を中心に、冷媒管理や低GWP機器分野における国内企業の海外展開を後押しし、国際貢献と産業競争力強化の両立を図ること。

六 施策を推進するための体制・予算の確保について

前各号に掲げた施策を着実かつ実効的に推進するため、関係省庁が連携の下、必要な制度整備及び執行体制の強化を図るとともに、令和九年度予算編成において最善の措置を講じ、十分な予算額を確保すること。